

「商業まちづくり基本方針」(中間整理案)概要

1 商業まちづくりの推進の意義

《条例制定の効果》

- 大規模小売商業施設の適正な配置の促進
- 小売商業施設の中心市街地への回帰の促進
新設届出を経て特定小売商業施設が誘導地域に出店【追加】
- 特例小売商業施設における地域との共存共栄に向けた取組の促進

《県内のまち、商業等の現状》

- 震災復興の状況
- 買い物行動の特性
- 商店街の現状
- 空き家等の増加【追加】
- 公共施設等の将来更新費用の増加【追加】
- 市街地の拡大・拡散の状況
- 都市と農村の連携希薄化、買い物困難者問題

《まちづくりの課題》

- 都市部における課題
 - ・スポンジ化等の対策
 - ・中心市街地の多様な機能の維持・回復
 - ・若い世代をはじめとした担い手の発掘・育成【追加】

○ 中山間地域等における課題

- ・買い物困難者対策、商業機能をはじめとした生活基盤の維持・確保【追加】

○ 避難地域等における課題

- ・買い物環境整備等による住民帰還の促進
- ・帰還住民の生活を支える移動手段の確保等【追加】

○ 県全体における課題

- ・身近な場所で最寄品が買えるまちづくりの推進
- ・誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりの推進
- ・人口減少等を踏まえた都市機能の適正配置等
- ・環境面における持続可能なまちづくりの推進
- ・市街地の拡散防止と個性的で魅力的なまちづくりの推進
- ・大規模小売商業施設の閉店後の空きビル等の積極活用
- ・都市と農村が互いに配慮した地域全体のまちづくりの推進

3 市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項

《市町村による商業まちづくりの推進に関する戦略的取組の意義》

小売事業者や住民等との連携、小売商業施設の維持、買い物支援に関する施策を戦略的に実施【追加】

《基本構想の基本的な考え方》

- 基本構想の性格
 - 小売商業施設の維持、買い物支援等の施策を戦略的に実施【追加】
- 基本構想策定に当たっての留意事項
 - 中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画との連携等【追加】
 - 明確な中心核がない地域における拠点集約の視点【追加】

《基本構想の記載事項》

- 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針
- 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項
複数の中心核の設置【追加】
- 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項

2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向

《まちづくりの基本的な考え方》

- 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
公共交通との連携【追加】
- 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり
- 7つの生活圏に基づくまちづくり
避難地域等においては、住民の帰還状況や将来の人口予測など、中長期的な視点を踏まえ、状況の変化に柔軟に対応【追加】
- 多様な主体による連携・協働のまちづくり
住民同士の協力【追加】
- 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり

《商業まちづくりを実現するための基本的な方向》

- 各生活圏の都市機能等が集積されている地域に特定小売商業施設を集積
- 郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制
- 特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくり
- 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり
(事業再開・継続、他地域からの創業の支援、商業機能の確保)
- 身近な場所で最寄品を買えるまちづくり
- 都市と農村地域の交流により地域内で経済が循環する広域的なまちづくり

見直しのポイント

- 買い物等を通して暮らしの充実や楽しさを感じられるまちづくり【追加】
- 年少世代が参画するまちづくり【追加】
若い世代が活躍できる場をつくるなど、まちづくりへの参画促進
- 空き家等の遊休不動産を活用したまちづくり【追加】
空き家等の有効活用によって、地域全体の賑わいを生み出す
- 歩いて健康的に暮らせるまちづくり【追加】

《県と市町村の役割分担》

見直しのポイント

- 市町村の役割
周辺市町村との商業振興での連携、連携中枢都市圏や定住自立圏など圏域での協力・連携による広域的なまちづくりを推進【追加】
- 県の役割
圏域での広域的なまちづくりを支援【追加】

4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

《特定小売商業施設の誘導に関すること》

- 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村
現行の基本方針では、単独の市町村単位で、下記の要件により立地誘導の適否を判断することとしている。
 - ①県の都市計画区域マスターPLANで、商業系土地利用の配置方針が明記されている。
 - ②中心市街地活性化基本計画の認定を受けている、商業まちづくり基本構想を策定している、又は立地適正化計画を策定している。【追加】
 - ③用途地域のうち商業地域、近隣商業地域がある。
 - ④国勢調査の人口集中地区がある。又は生活圏内で人口が最多。
 - ⑤周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点があること。(乗合バスは、概ね1日30回以上乗り入れる場合)

見直しのポイント

圏域単位で立地誘導の適否を判断することも可能とする。

《背景》一人口減少・高齢化が進行する中、市町村単独ではなく、広域的な視点から市町村が連携したまちづくりが必要。

《効果》一単独では要件を満たさない圏域内の市町村に立地の可能性が広がる。



これまでには、A市の誘導する市町村の要件を満たしていた。A市からG町の圏域のまちづくりの中で調整がなされれば、圏域単位で要件の適否を判断することも可能とする。
→ A市以外にも立地の可能性が広がる。

○ 特定小売商業施設の立地を誘導する地域

商業地域、近隣商業地域、準工業地域【追加】

《特定小売商業施設の抑制に関する事項》

- 厳に立地を抑制する地域
 - ①市街化を抑制する地域(市街化調整区域)
 - ②市街化の見通しが明確でない地域(区域区分が定められていない都市計画区域等)など
- ※立地を抑制する地域は、引き続き維持。

5 商業まちづくりの推進に関する県の施策

《商業まちづくりの推進に関する県の施策》

- 市町村への支援
- 地域貢献活動の促進
- 商業まちづくりの普及・啓発活動
- 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興
(事業再開・継続の支援、商業機能の確保、買い物など日常生活の移動手段となる公共交通ネットワークの形成等を支援【追加】)

《その他商業まちづくりの推進において留意すべき事項》

- 土地利用等関係機関との連携
- 総合的なまちづくり政策の展開
- 他の政策分野等との連携【追加】
福祉分野、公共交通分野など、他の政策分野等との連携